

(服務規律)

第〇条 従業員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、以下の事項を守らなければならない。

… (中略) …

- ツイッター、フェイスブック、インスタグラム等の SNS を利用する場合には、従業員としての自覚と責任を持って投稿等を行うとともに、当該 SNS の利用規約に違反する投稿や、当該 SNS の閲覧者に不快感等の悪印象を与える投稿、職務上知り得た秘密や個人情報を直接記載し若しくは他の情報と合わせることで推知できるような記載をした投稿等、会社又は第三者の信用等の権利利益を害する投稿を行ってはならない。

(以下略)

(懲戒事由)

第〇条 従業員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その情状に応じて懲戒処分を行う。

… (中略) …

- ツイッター、フェイスブック、インスタグラム等の SNS による投稿等により、会社の信用を毀損し又は会社に損害を与えたとき

(以下略)